

「板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の原案（概要）

1 計画の目的

平成28年自殺対策基本法改正により、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務づけられた。板橋区においても、地域の実情を踏まえ、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」がめざす「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざし、「板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」を策定する。

2 計画の構成

(1) 第1章 計画策定の趣旨等 (P1~P4)

計画策定の趣旨、位置づけと関連する他計画との関係、計画期間及び数値目標を示す。

- 計画期間は令和2(2020)年度～令和4(2022)年度の3年間とする。
- 計画の数値目標は、国の目標に合わせ、平成27(2015)年と比べて令和8(2026)年までに自殺死亡率を30%以上減少させる。

| | 平成27(2015)年 | 令和8(2026)年目標 |
|------------------|-------------|--------------|
| 板橋区自殺死亡率(人口動態統計) | 18.9 | 13.0以下 |
| 板橋区自殺者数(人口動態統計) | 100人 | 70人以下 |
| 国 自殺死亡率 | 18.5 | 13.0以下 |

(2) 第2章 板橋区の自殺の現状 (P5~P13)

各種統計資料を用いて、板橋区の自殺の現状と特徴を示す。

板橋区の自殺の特徴

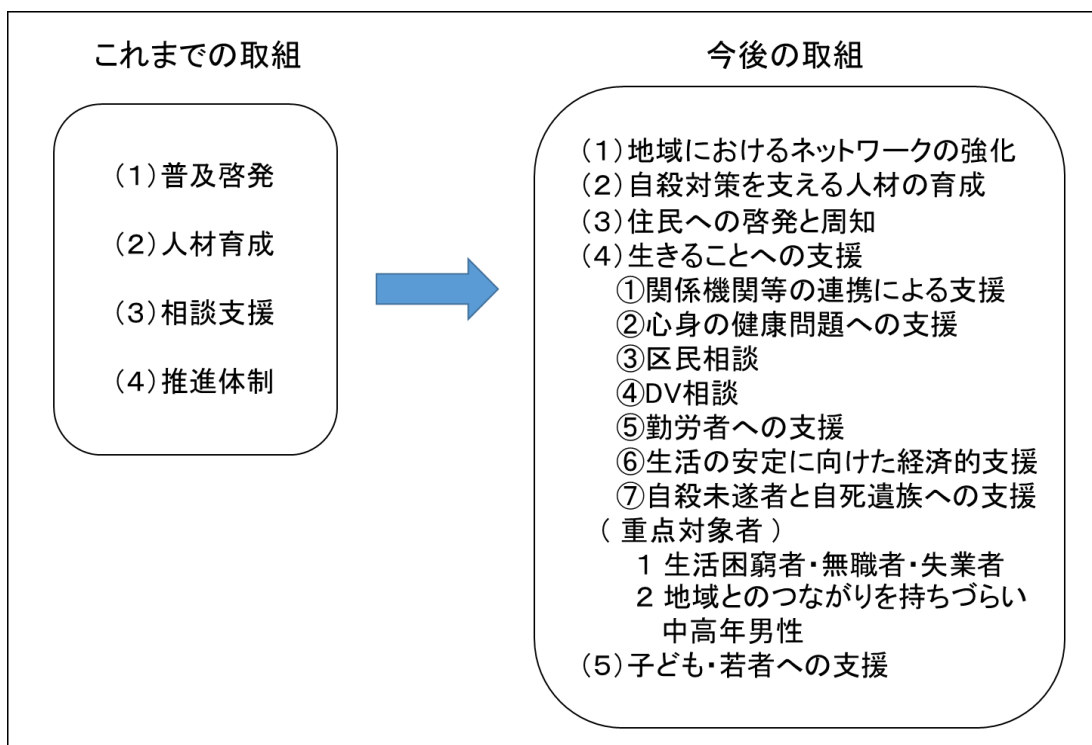
- ・40歳代の自殺者数が最も多く(22%)、30歳代(16%)、50歳代(16%)がこれに続く
- ・60歳代以上の自殺者総数は全体の31%を占める
- ・男性の自殺者数が女性の約2倍多い
- ・無職(学生・主婦・失業者・年金生活者)の人が全体の自殺者数の65%を占める
- ・最終的な原因・動機は「健康問題」が最も多い

(3) 第3章 板橋区の自殺対策への取組 (P14~P34)

板橋区はこれまで「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、「普及啓発」「人材育成」「相談支援」「推進体制」の4つの面で関係機関間の連携を進めてきた。

これを踏まえ、全国的に実施することが望ましいと国が示している5つの基本施策に沿い、板橋区の自殺の現状に即して、「地域におけるネットワークの強化」

「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることへの支援」「子ども・若者への支援」の5つの面からさらなる取組を進めていく。



(4) 第4章 自殺対策の推進体制 (P35)

全庁的な取組とするため、区長を本部長とし自殺対策に関連する部長を構成員とする自殺対策計画推進本部を設け、具体的な検討や事業のために幹事会（課長級）、作業部会（係長級）を置く。また、外部の有識者や関係機関の意見を聞くため地域協議会を設ける。計画の進行管理と評価のため、各基本施策の中で代表的な事業の実施状況を集約し、推進本部に報告する。

(5) 資料編 (P36～P45)

要綱、委員名簿、審議経過等を掲載する。

3 素案に対するパブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和元年10月12日（土）～10月28日（月）【17日間】

(2) 件数

25件・3人（ファックス2人、Web提出1人、メール・持参0人）

(3) パブリックコメントの概要

| 項目 | 主な意見 | 区の考え方 |
|---------------------|--------------------|---|
| 第1章計画策定の趣旨等について【3件】 | ・自殺死亡率の目標値は0であるべき。 | ・計画としては実行性が必要と考える。目標設定に際しては、国の自殺死亡率の目標値に合わせ、設定している。 |

| 項目 | 主な意見 | 区の考え方 |
|-------------------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」について説明されているが、自殺対策の役割を区民に丸投げされているように感じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内でも自殺対策を「自分事」として連携して行動しつつ、関係機関・地域と連携・協力を広げ、自殺対策を包括的に進めていく。 |
| 第3章板橋区の自殺対策への取組について【8件】 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修により行政職員のゲートキーパーとしての質の向上を図るべき。 ・「複数窓口間の情報共有カード(仮称)」の作成は、相談者の負担軽減、相談内容の早期の把握、また適切な支援につながるという利点がある。 ・医療機関間情報交換会により地域医療連携を充実させる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きゲートキーパー研修対象者を拡大すると共に、質の向上をめざして研修を実施していく。 ・「複数窓口間の情報共有カード(仮称)」の作成、また効果的な実行に向けて、検討を進めていく。 ・各医療機関がお互いの機能やノウハウに関する情報を共有し、有効な役割分担ができるよう、情報交換の場の設定について検討を進めていく。 |
| 計画全般に関すること【12件】 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、項目ごとに進捗状況を管理するべき。 ・行政職員が、区民の抱える困りごとを丁寧に聞き取り、責任を持って適切な支援に結びつける「コーディネーター」となる事が大切。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回進捗状況を把握・評価する予定としている。 ・区職員が区民の抱えた問題を傾聴し、把握し、支援に適切に結びつけるために、ゲートキーパー研修の実施や情報共有を推進していく。 |

4 計画本編における素案以降の主な変更・修正点

(1) 第1章 計画策定の趣旨等 (P1~P4)

- ・「1 計画策定の趣旨」(P1)

P1にて本計画の目標を「すべての人が自殺予防の意識を持つこと」と明示した。

- ・「2 計画の位置づけ」(P3)

P3の図表において区に関連諸計画との関係性を正確に示すため修正した。

(2) 第3章 板橋区の自殺対策への取組 (P14~P34)

- ・「(3) 住民への啓発と周知」(P23, 24)

P23の説明文において、いたばし健康プラン後期行動計画2022の重点目標②「こころの病気に関心をもつ」について記載した。

P23の「① 相談窓口の周知・普及」において、「イ 板橋区以外の相談窓口の周知」で「いのちの電話」を追記した。また、「ウ インターネットを活用した相談窓口の周知」および「エ 情報が届きにくい人へのアウトリーチによる相談窓口の周知」を追記した。

- ・「(4) - 1 生きることへの支援」(P24~P26)

P26の「⑦ 自殺未遂者と遺された人への支援」において、「イ 自死遺族・

関係者等への情報提供」の説明を補足した。

- ・「(4) - 2 重点対象者への支援」(P27~29)
P27の「①生活困窮者・無職者・失業者への支援」において、「ウ 経済的支援」の主な取組に「いのちを守る何でも相談会」を追記した。
- ・「(5) 子ども・若者への支援」(P29~33)
P32の「④支援につなげる仕組みづくり」において、「ウ SNSなどを活用した相談窓口の周知」を追記した。
- ・「板橋区いのちを支える地域づくり」(P34)
P34の図表を本計画の内容に即して修正した。

(3) 資料編 (P36~P44)

- ・「板橋こころと生活の相談窓口」(P44)
P44に相談窓口リストである「板橋こころと生活の相談窓口」を追加した。

4 これまでの検討経過

| 年度 | 日時 | 会議名等 | 内容 |
|-----|-----------|---------------|------------|
| H30 | 7月6日 | 庁内準備会 | 基本方針の検討 |
| | 8月21日 | 自殺対策計画推進本部 | 基本方針の検討 |
| | 9月27日 | 健康福祉委員会 | 基本方針の報告 |
| | 12月18日 | 自殺対策地域協議会 | 計画(骨子案)の検討 |
| | 2月1日 | 自殺対策計画策定作業部会 | 計画(骨子案)の検討 |
| | 3月20日 | 自殺対策計画推進本部幹事会 | 計画(骨子案)の検討 |
| R1 | 4月24日 | 自殺対策計画推進本部 | 計画(骨子案)の決定 |
| | 5月28日 | 自殺対策計画策定作業部会 | 計画(素案)の検討 |
| | 6月24日 | 自殺対策計画推進本部幹事会 | 計画(素案)の検討 |
| | 7月29日 | 自殺対策地域協議会 | 計画(素案)の検討 |
| | 8月20日 | 自殺対策計画推進本部 | 計画(素案)の決定 |
| | 9月27日 | 健康福祉委員会 | 計画(素案)の報告 |
| | 10月12~28日 | パブリックコメント募集 | |
| | 11月7日 | 自殺対策計画策定作業部会 | 最終計画(案)の検討 |
| | 11月19日 | 自殺対策計画推進本部幹事会 | 最終計画(案)の検討 |
| | 12月13日 | 自殺対策地域協議会 | 最終計画(案)の検討 |
| | 1月20日 | 自殺対策計画推進本部 | 最終計画(案)の決定 |
| | 2月18日 | 健康福祉委員会 | 計画の報告・策定 |